

平成21年度総会資料 報告事項

特定非営利活動法人 トレイル・オリエンテーリング協会実費弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 トレイル・オリエンテーリング協会（以下「協会」という。）の会長の命によりその業務を執行した者が、それに要した経費を負担した場合に、協会がその実費を弁償するのに必要な事項を定めるものとする。

(対象経費)

第2条 この規程で実費弁償の対象とする経費は、次のものとする。

- (1) 旅費（公共交通機関を利用したときはその運賃及び料金、自家用車を利用したときは別に定める燃料代）
- (2) 宿泊費（旅館その他宿泊施設を利用したときの別に定める定額）
- (3) 日当（大会・講習会・現地調査等の1日当たりの別に定める定額）
- (4) 自動車借上料（タクシーの利用を含む）
- (5) 有料道路通行料
- (6) 印刷製本費（個人所有のプリンタ等を用いて印刷を行なった場合は、別に定める実費相当額）
- (7) 通信運搬費
- (8) 協会の要請で社団法人日本オリエンテーリング協会が主催する総会、研究協議会等への参加に要する参加料
- (9) その他会長が特に必要と認めた経費

(対象外経費)

第3条 この規程では、次の場合はそれに要した経費を実費弁償の対象としないものとする。

- (1) 旅費のうち旅行手段が徒歩、自転車、オートバイ等によるものであるとき。
- (2) 研修会、講習会等に自主的に参加し、参加料を支払ったとき。

(請求及び支払い方法)

第4条 この規程により実費弁償することができる経費について、その負担者は、精算書に支払いの証拠となるべき書類を添えて会長に支払いを請求することができる。

- 2 前項の場合において支払いの証拠となるべき書類が提出できないときは、これに代えて自主申告書を提出するものとする。
- 3 経理担当者（事務局長）は、第1項の規定による請求があった場合には、内容を審査のうえ適当と認められるものについては支払うものとする。

(前払い支出)

第5条 前各条の規定にかかわらず前払いでなければ業務が執行できない経費については概算で前払いを受けることができるものとする。

- 2 前払いを受けた者は、業務終了後すみやかに支払いの証拠となるべき書類を添えた精算書を提出し、精算しなければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則 (※ 平成20年6月21日、規程の制定)

- 1 この規程は、平成20年6月21日から施行する。

附 則 (※ 平成21年5月16日、規程の改正)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 第2条(1)の自家用車燃料代は、15円/kmとする。
- 3 第2条(2)の宿泊費は、一人一泊12,000円とする。
- 4 第2条(3)の現地調査等に伴う日当は、一人一日3,000円とする。
- 5 第2条(6)の実費相当額は、白黒1枚10円、カラー1枚50円、地図1枚60円、葉書1枚5円とする。

## 特定非営利活動法人 トレイル・オリエンテーリング協会謝金等規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 トレイル・オリエンテーリング協会（以下「協会」という。）が主催する講習会、大会等における講師、指導員等に対する謝礼金、旅費等の金額について必要な事項を定めるものとする。

### (謝礼金)

第2条 協会が主催する講習会、大会等における講師、指導員等に対する謝礼金の一日の最高限度額は、次のとおりとする。

- |            |         |
|------------|---------|
| (1) 医 師    | 40,000円 |
| (2) 講師・指導員 | 30,000円 |
| (3) 看 護 師  | 20,000円 |

### (旅 費)

第3条 協会が主催する講習会、大会等における講師、指導員等に対する旅費の額は、次のとおりとする。

- (1) 公共交通機関を利用したときはその運賃及び料金
- (2) 自家用車を利用したときは、走行距離1キロメートル当たり15円とした燃料代。  
ただし、介助ボランティアは1日当たり2,000円（日当）

### (その他)

第4条 大規模なイベントその他、この規程では実情にそぐわないときは、会長がこれを定める。

附 則 （※ 平成20年6月21日、規程の制定）

この規程は、平成20年6月21日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から適用する。